

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>(11) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク(注)を管理しているか。</p> <p>特に、組合による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)における水協法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式等を取得又は保有する場合、組合本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管</p>	<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>(11) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク(注)を管理しているか。</p> <p>特に、組合による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)における水協法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式を取得又は保有する場合、組合本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 イ. ～ハ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>株式等</u>の取得又は保有に係る、<u>株主等</u>の立場と債権者としての立場における利益相反については、「Ⅲ－４－１０ 利用者等の利益の保護のための体制整備」も参照すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 子会社等 Ⅲ－４－６－１ 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) その他の留意事項 組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付随・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりとなっているか。</p>	<p>状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 イ. ～ハ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>株式</u>の取得又は保有に係る、<u>株主</u>の立場と債権者としての立場における利益相反については、「Ⅲ－４－１０ 利用者等の利益の保護のための体制整備」も参照すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 子会社等 Ⅲ－４－６－１ 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) その他の留意事項 組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付随・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりとなっているか。</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等  <u>投資専門子会社による信用事業命令第27条第14項第2号及び第3号の業務の実施に当たっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。特に、同項第3号の業務の実施に当たっては、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ-5-2-1(2)(注2)も参照しながら、体制整備等を行う必要がある点に留意する。</u></p> <p>⑤ 地域活性化事業会社（水協法第87条の2第1項第8号及び第87条の3第4項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する会社をいう。以下⑥において同じ。）について、<u>信用事業命令第27条第8項第2号及び第37条第1項第2号に規定する「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に該当するか</u>の判断に当たっては、「<u>地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社</u>」に単に合致しているかにより判断して差し支えないが、「<u>事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出</u>」以外にも、例えば<u>地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等幅広く対象となり得ることに留意する。</u></p> <p>⑥・⑦ (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等  <u>投資専門子会社による信用事業命令第27条第14項第2号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>⑤ 地域活性化事業会社（水協法第87条の2第1項第8号及び第87条の3第4項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する会社をいう。以下⑥において同じ。）について、<u>組合からの事業内容の可否に係る事前相談については、信用事業命令第37条第1項第2号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に、単に合致しているかにより判断して差し支えない。</u></p> <p>⑥・⑦ (略)</p>

## 漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

### 附 則

この通知の改正は、令和8年6月15日から適用する。